

## 京都大学学術研究支援室要項

(平成24年3月6日総長裁定)

- 第1 京都大学に、学術研究支援室（以下「支援室」という。）を置く。
- 第2 支援室は、本学研究者の研究活動の支援を行うとともに、本学における学術研究の推進を図るため、研究担当の理事（以下「担当理事」という。）の下に、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 学術研究プロジェクトの企画及び運営に関する支援
  - (2) 研究成果の発信、シンポジウム開催等の広報活動に関する支援
  - (3) 研究成果の活用促進に関する支援
  - (4) その他担当理事が必要と認める学術研究の推進に関する支援
- 第3 支援室に室長を置く。
  - 2 室長は、担当理事が指名する本学の教職員をもって充てる。
  - 3 室長は、支援室の室務を総括する。
- 第4 支援室に、室員として専門業務職員を置き、必要に応じてその他の職員を置くことができる。
- 第5 支援室の事務は、研究国際部研究推進課において処理する。
- 第6 この要項に定めるもののほか、支援室の組織及び運営に関し必要な事項は、担当理事が定める。

### 附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施する。